

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨適対象者行政処分等管理ファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 一連番号、2 入力日、3 状態、4 年、5 簿冊番号、6 氏名、7 ふりがな、8 生年月日、9 年齢、10 性別、11 異名、12 郵便番号、13 住所、14 加入電話、15 携帯電話、16 管轄警察署、17 免番、18 免許種別、19 申請年月日又は交付年月日、20 有効期限、21 続柄、22 名称、23 郵便番号他、24 住所地、25 加入電話、26 携帯電話他、27 発見所属、28 発覚の端緒、29 交通事故の種別、30 事故の原因が病気か否、31 病名、32 病名2、33 診断書日付、34 病院名、35 医師名、36 最終発作日、37 処分区分、38 県マス番号、39 聴聞通知書日、40 聴聞場所、41 聴聞期日、42 聴聞出欠席、43 処分決定日、44 処分執行日、45 処分終了日、46 警察署、47 処分前の免許保管の有無、48 措置命令診断書提出依頼、49 診断書提出日、50 返還日、51 処理結果、52 処理日、53 次処理、54 次処理日、55 備考、56 備考2、57 処分の端緒、58 病名所見1、59 病名所見2、60 病名所見3、61 病名所見4、62 病名所見5、63 その他参考、64 修正日
記録範囲	<p>一定の病気等、又はその疑いがある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許を取得しようとしている者 3 運転免許を保有していたが失効、返納等した者
記録情報の収集方法	本人又は家族からの相談や申告、医師の届出、交通事故や保護その他警察活動による警察官からの発見報告、通報、移送、認知機能検査結果
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課 (警察情報公開センター)	
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42	
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
 令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課 (警察情報公開センター)	
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		